2　不要財産となった理由

⑴　北海道連絡事務所及び九州連絡事務所敷金返還金

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）等により、平成20年度に九州連絡事務所を、平成22年度に北海道連絡事務所を廃止したことにより敷金の返還を受けたため、これに伴う敷金返還金を国庫納付するものであります。

⑵　農業者年金業務委託費返還金

農業者年金業務委託費については、前中期目標期間中（平成15年度～平成19年度）に返還請求を行ったが、前中期目標期間中に納付されなかったことから、基金法第63条第１項の規定に基づく繰越承認額として、現中期目標期間（平成20年度～平成24年度）に繰り越していたものであり、その後、平成20年度に受託者から返還金の納付があったことから、これに伴う農業者年金業務委託費返還金を国庫納付するものであります。

⑶　不動産競売費用仮払金返還金

平成20年度に競売が実施されて競売物件の全部が落札し、競売事件が終了となり、不動産競売費用の返還があったことから、これに伴う仮払金返還金を国庫納付するものであります。

⑷　離農給付金返還金

受給者が、移譲後10年以内に、再度、農業経営を再開する等した場合には、当該給付金を基金に返還することとしており、平成20年度から平成23年度（平成24年２月）までに返還された離農給付金について国庫納付するものであります。

⑸　車両

業務の合理化を図るため、過去に売却を行っており、その代金を国庫納付するものであります。

3　国庫納付等の方法

現金納付

4　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

31,473円

5　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

該当ありません。

6　国庫納付等の額

5,935,509円

7　国庫納付等が行われた年月日

平成24年３月29日

8　減資額

該当ありません。

（重要な債務負担行為）

該当ありません。

（重要な後発事象）

該当ありません。

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

⑴　特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定

特例付加年金及び農業者老齢年金等については、年金給付及び死亡一時金に充てるべき準備金として、基金法第42条により、特例付加年金助成補助金及び加入者が納付した保険料を年金給付等準備金として積み立てることが規定されており、年金給付等準備金については、同法第43条により有価証券の取得、金融機関への預金及び信託会社への信託により運用しております。

年金給付等準備金の運用については、基金法第43条に基づき安全かつ効率的に行うよう努めており、「年金給付等準備金運用の基本方針」（平成15年10月２日認可・制定）により、運用状況、運用結果を四半期毎に資金運用委員会へ報告を行い、運用結果の評価を行っております。また、運用状況、運用結果については、独立行政法人農業者年金基金中期計画により、四半期毎に情報を公開しております。

⑵　旧年金勘定

旧年金の給付については、基金法附則第16条において国庫負担されることが規定されております。また、同法附則第17条第１項及び第２項において国庫負担の平準化を図るため、基金は農林水産大臣の要請を受けて長期借入金を行うことが規定されていることから、旧年金の給付に要する費用の額に相当する額については、国庫負担金及び民間資金借入金により資金を調達しております。

民間資金借入金に係るリスクについては、同法附則第17条第３項の規定により政府保証を受けているところであり、また同条第４項の規定において債務の償還及び債務に係る利子の支払いに要する費用については、未収財源措置予定額として国庫が負担する旨が規定されているところでありますので、これらの規定によりリスクに備えております。

⑶　農地売買貸借等勘定

農地等及びその附帯施設の買入・売渡、借入・貸付及び取得に必要な資金の貸付等については、「農業者年金基金の財務及び会計に関する省令」（昭和45年10月26日厚生・農林省令第１号）第３条の規定により、旧年金勘定からの借入金により資金を調達しております。

農地等割賦売渡債権、農地等取得資金貸付金及び破産・更生債権等については、個人に対する債権であり、貸付先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。このため当基金では「売渡金債権及び貸付金債権の管理回収事務取扱要領」（平成15年10月１日制定）等の規定に従い、債権について個別に保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴有価証券	20,777	20,788	10
売買目的有価証券	11,289	11,289	—
満期保有目的債券	9,488	9,498	10
⑵農地等割賦売渡債権	71		
貸倒引当金	—		
	71	71	—
⑶農地等取得資金貸付金	858		
貸倒引当金	△ 9		
	848	848	—
⑷金銭信託	105,944	105,944	—
⑸投資有価証券	45,611	47,422	1,811
⑹未収財源措置予定額	409,100	413,593	4,493
⑺破産・更生債権等	76		
貸倒引当金	△ 72		
	4	4	—
⑻一年以内返済長期借入金	(75,900)	(76,539)	(639)
⑼民間資金借入金	(333,200)	(337,053)	(3,853)

㈱　負債に計上されるものは、（　）で示しております。